

平成17年4月1日付で「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」(平成15・04・01原院第8号)の一部が改正されました。

その改正概要は次のとおりです。

詳細は、原子力安全・保安院のWebサイトに掲載されています。

液石法施行規則例示基準改正概要

改正基準	改正理由	改正内容
2. 障壁	液石法施行規則の改正に伴い、関係条項の整合性を図るため。	関係条項の整理。
3. 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板	労働安全衛生法施行令の改正により、代替が可能である石綿製品の使用等が禁止となったため。	屋根材の材料として石綿スレートに替えて、繊維強化セメント板を追加する。
7. 容器交換時に液化石油ガスの供給が中断しない設備	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(以下「器具省令」という。)が平成12年9月に改正されたため、引用条項の整合性を図るため。	引用条項の整理。
15. 充てん容器等の腐しよく防止措置	高压ガス保安法容器保安則の改正(平成9年9月)により、従来灰色とされていた液化石油ガス用の容器の塗色規定が廃止されたため容器保安規則で規定されている塗色以外の色で塗装することができ原則自由となり、従来は灰色で塗装していたアルミニウム合金製の液化石油ガス容器については、耐食性の材料であることから塗装の必要がなくなったため。	アルミニウム合金製の液化石油ガス容器については腐しよく防止のための塗装を不要とした。
28. 供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置	配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工について、液化石油ガス設備の保安の確保のため一定の技術的能力を有する者の基準を明記するため。 液石法施行規則の改正及び器具省令の改正(平成12年9月改正)に伴い、引用条項等の整合性を図るため。 高压部に用いる管について材料規定となるように語句修正が必要なため。	配管用フレキ管及びポリエチレン管の施工を行う者を具体的に追加。 引用条項の整理。 圧力配管用炭素鋼鋼管に措置する内容の字句を修正。
29. 供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法	<漏えい検知装置の確認方法> 漏えい検知装置付きマイコンメータ及び集中監視システムが普及していることから、集中監視システムによる漏えい確認方法と記録について明確にするため。	集中監視システムにより常時監視している漏えい検知装置による漏えい確認の方法を追加する。

	<p><電気式ダイヤフラム式圧力計></p> <p>電気式ダイヤフラム式圧力計は、高精度であることから僅かな温度変化等による圧力変動を検出してしまうため、圧力変動がないことを合格とする現行規定を満足することが出来ない。ガス事業法では、このようなことを回避するため漏えい試験・気密試験の判定時に圧力測定器具の誤差範囲内の変動を除く旨の規定があることから整合性を図るため。</p> <p>電気式ダイヤフラム式圧力計は、6月に1回比較試験を行うこととされている。ガス事業法においては比較試験の周期は1年とされていることからガス事業法と整合性を図るため。</p> <p>自記圧力計は、気密試験圧力及び時間を記録することができる圧力計である。気密試験に用いる電気式ダイヤフラム式圧力計も自記圧力計と同様に気密試験圧力及び時間を記録できる圧力計である。このため、電気式ダイヤフラム式圧力計を自記圧力計として取り扱うことが必要なため。</p> <p>圧力測定器具の比較試験の際の基準となる圧力測定器は、低圧用にあってはマンローメータ、中圧用にあってはブルドン管圧力計のみとなっているがこれらの基準となる圧力測定器以外にも高性能の圧力測定器があることから選択性を持たせるため。</p>	<p>漏えい試験・気密試験の判定時に圧力測定器具の誤差範囲内の変動を除く旨の規定を追加するとともに、測定時間を新たに追加する。</p> <p>電気式ダイヤフラム式圧力計の比較試験を12ヶ月に1回に改正する。</p> <p>現行の自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式圧力計をそれぞれ機械式自記圧力計及び電気式ダイヤフラム式自記圧力計とし文言を整理する。</p> <p>比較試験の際の基準となる圧力測定器に選択性を持たせるように改正する。</p>
<p>30. 調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法</p>	<p>器具省令の改正(平成12年9月改正)に伴い、引用条項等の整合性を図るため。</p> <p>自記圧力計に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加したことに伴い関係部分の修正が必要なため。</p> <p>圧力検知装置付きマイコンメータ及び集中監視システムが普及していることから、集中監視システムによる圧力確認方法と記録について明確にするため。</p>	<p>引用条項の整理。</p> <p>関係部分に電気式ダイヤフラム式自記圧力計を追加。</p> <p>集中監視システムにより常時監視している圧力検知装置による圧力確認の方法を追加する。</p>
<p>40. 供給管等の修理</p>	<p>液石法施行規則の改正に伴い、関係条項の整合性を図るため。</p>	<p>関係条項の整理。</p>